

令和元年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	令和元年6月3日(月)午後2時から午後3時40分まで
場 所	宮城県行政庁舎2階 第二入札室
出席者	資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただ今から、令和元年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

さて、当委員会の委員の任期につきましては、5月19日をもちまして前回の任期が満了しております。委員の皆様におかれましては、再任についてご快諾いただきありがとうございます。新たな任期につきましては、5月20日から2年間となります。引き続き、ご指導、ご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、委嘱状をあらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

はじめに、議事の(1)「委員長の選任について」ですが、選任に際しては菅原商工金融課長が仮議長を務めさせていただくということによろしいでしょうか。

2 議事

(1) 委員長の選任について

菅原課長(仮議長)

それでは、仮議長ということで議事を進めさせていただきます。議事(1)「委員長の選任について」でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第3条の規定により、委員長は委員の互選によって定めることになっております。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

蒔苗委員

事務局の方で案があればご提案いただければと思いますが。

事務局

事務局としては、江成委員に委員長をお願いしたいと考えております。

菅原課長(仮議長)

事務局からは委員長に江成委員をとという案が提示されましたが、いかがでしょうか。

各委員

※異議なしの声

菅原課長（仮議長）

ありがとうございます。それでは、江成委員に委員長をお願いしたいと思います。議長が選任されましたので、ここで仮議長の任をおろさせていただきます。

事務局

それでは、ここからの進行は江成委員長をお願いしたいと思います。江成委員長よろしくお願いいたします。

（２） 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

委員長に指名いただきましたので、議事を進めさせていただきます。

傍聴の方がいらっしゃるようですので、傍聴に当たりましては、お渡ししている注意事項に従ってくださるようお願いいたします。

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の（２）大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料１に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。説明にありましたように、前回の委員会以降、新設の届出が１件ありました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

（３） 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】（仮称）利府青山複合商業施設（法第５条第１項）

江成委員長

続きまして、議題（３）大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。「(仮称)利府青山複合商業施設」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料２に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見ををお願いします。

江成委員長

B地点とF地点で騒音が基準を満たさないということでしたが、全体的に同じような騒音源に見えるんですけれども、この２地点が基準を超えるのは何が主な原因なんですか。

設置者

B地点においては荷さばき車両、F地点においては直近の走行車両との幅が狭くて、騒音が超過いたします。

小林委員

交差点No. 2のところで、利府町と協議をするとのことでしたが、その後、話は進んでいるのですか。

設置者

利府町さんとはお話をさせていただきました。住民の方からそのようなお話があったという中で、事業者としての対策は取れる範囲で取っていきたいと考えております。事業者の方で考えられることとしては、出入口2のところですが、右折、左折で、No. 2交差点の方から出しておりますが、こちらを左折させて（帰らせる）ということを考えております。左折にご協力くださいというような看板を設置して、緩和していきたいと考えております。

小林委員

今提示いただいている図面には、看板をどこに付けるというのは反映されていないのですか。

設置者

まだ記載はしておりません。実際に設置していく段階で考えていきたいと思っております。

江成委員長

利用者にとって、左折だとどのような不便さが出てきますか。

設置者

38ページをご覧ください。No. 1の交差点にかかってくるのは方面1, 方面5で, No. 2交差点については, これらのところに返してあげる時に負荷がかかることとなります。実際に入出口2で左折誘導した場合には, 19ページをご覧くださいなのですが, 方面1を帰そうとした時に, 図面で見いただきますと大きく「利府町」と書いているその隣に「第二利府トンネル」と書いてある部分の「利」と書いているところに道路があり, そちらの道路で方面1とつながっております。ですから, 左折誘導をかけてもこちらに帰っていくことができるだろうと考えております。方面5を返す場合には, 計画地から左折で返しまして, 団地内の道路を右折して, もう一度右折して, 20ページのところになりますけれども, A棟の北側にある道路に乗れることとなります。

※設置者が委員に図面を配付

誘導経路としまして, 方面5ですけれども, こちらの団地になります。この団地で左折して, 歩道のある道路を右折して, もう一度右折して計画地の北側の道路に乗ってこれますので, こちらに帰る形になります。もう一つ, こちらに帰る道路ですが, 交差点に負荷がかからないようにするためには, 左折で出しますと, 歩道付きの道路がずっとあるのですが, この奥の方まで行って, こちらの団地に返る経路が設定されますので, こちらで返してあげても誘導がかけられるだろうと考えております。

江成委員長

全体として遠回りになるんですね。

設置者

全体としては遠回りになります。しらかし台についてはあまり遠く感じず, そのまま帰るようなルートになります。

蒔苗委員

出入口2の退店経路ですが, けっこう住宅地の中を通ることになりますので, 住環境的にはあまり好ましくない経路だと思います。

設置者

しらかし台へ帰る方については, 右側には住宅がありますが, 左側にはあまり住宅がありません。また, 歩道付きの道路でございますので, そちらの方での誘導で検討させていただければと考えております。

蒔苗委員

南側の交差点に対する住民の要望というのは信号の設置が根幹にあるのですか。

設置者

信号設置という話はありませんでしたが、信号の設置になりますと、要望してもなかなか付きづらいところがございます。信号設置のためには右折レーンも必要になるということで、こちらも難しいところがございますので、事業者として考えられる対策として出入口2で左折誘導をかけさせていただいて、交差点に負荷をかけない対策を取りたいと考えております。

蒔苗委員

事業者でできる範囲でとなると、そうならざるを得ないところもあるでしょうけれども。住民からの要望としては、ここの交差点から出づらいというのが根幹にある要望かなと思いますので、道路管理者と協議して進めた方が良さそうな感じですね。いずれにしろ、住宅地を回ってくださいというのはあまり好ましくないと思いますので、それはできるだけ避ける方法を検討した方が良いのではないかと思います。

江成委員長

現状でも渋滞が起きているのですか。

設置者

今まで、この近くの球場で楽天の2軍の試合がありましたので、そういうところがあったりして住民の方が懸念されているのかもしれませんが。

本郷委員

環境面で、出入口1から出る車のヘッドランプが病院側に照射される懸念はないでしょうか。カーブをしながら出入口から出るようになりますので、病院側に照明が当たると思います。明るくなったり暗くなったりすると、寝ている患者さんからすると気になるのではないかと思います。

設置者

20ページをご覧くださいなんですけれども、病院側のアウトラインが入っていますが、今回お話いただきました出入口の正面は病院の屋外駐車場になっておりまして、かつ病院の右側の面はバックヤードのようになっておりまして、仮にライトが届いたとしてもさほど影響はないのかなと思います。

本郷委員

分かりました。ありがとうございます。

江成委員長

他はいかがでしょうか。

蒔苗委員

出入口1のところですけども、向かい側にある交差点を考慮してこのような線形に付け替えることにしたのですか。

設置者

横断歩道の中に既存の乗り入れ口があったのですが、それだと道路法上問題だと思ひまして、停止線を横断歩道の後ろに設けて、そこから5メートル以上とったところで乗り入れ口を設計すると、このようなクランクした形状になります。もともとグリーンマートがあった時の乗り入れ口の位置は水色に示した位置ですけども、今回これを改善する形で設計し直したという経緯です。

蒔苗委員

法面になっている部分はどうなりますか。

設置者

法面を移動して、造成をかけてスロープを形成しております。

蒔苗委員

もともとあった道路部分は何かに活用するのですか。

設置者

植樹帯にします。

蒔苗委員

視距の妨げにはならないですか。

設置者

はい。

蒔苗委員

法の部分は大丈夫ですか。

設置者

道路面と敷地はかなりレベル差がありますので、視距は十分確保されます。

蒔苗委員

右側の敷地の事業者は同じですか。

設置者

同じです。実際のところ、行き来ができるようになります。21ページの中央の町道に横断歩道のようなものがありますけれども、出入口1からスロープを降りてきて、右折をするとドラッグストアを主体とした施設に入り、左に行くと今ご審議いただいているスーパーマーケットと衣料品の施設になっておりまして、そこをつないでいる形となります。法令上は別物となっていますけれども、一体的な考え方を持っております。

蒔苗委員

駐車場がオーバーしてもこちら側を使えるということですか。

設置者

そうです。

江成委員長

右側の敷地の出入口はないんですか。

設置者

現状の乗り入れ口が、比較的大きいドラッグストアの建物の上側に1ヵ所ございます。この当初から付いていた乗り入れ口を再利用する形で、こちらと町道をつないでいる出入口の2ヶ所となります。

江成委員長

現状でも使える状態となると、それを使って出入りするということがあり得るわけですね。

設置者

はい。

補足ですけれども、61ページ以降が参考資料ということで、交通解析を一体として行っております。方面別の検討も南側敷地一体で検討しておりまして、出入口3というのが今ご質問

いただきました出入口となります。

騒音につきましても、同様に160ページから北側、南側を一体敷地として予測しております。

江成委員長

他はいかがでしょうか。よろしいですかね。

住民の方から出された懸念については、この店舗だけの問題ではないのかもしれませんが、住民から問題提起があった際には、ぜひ事業者側として適切な対応を取っていただければと思います。そのような体制は大丈夫ですか。

設置者

はい。

江成委員長

よろしいでしょうか。

それではこの件については以上で終了したいと思います。どうもご苦労さまでした。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】 デイリーポート新鮮館 富谷店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、議題(4)の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、デイリーポート新鮮館 富谷店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について何かご意見などはございますか。よろしいでしょうか。それではご説明の通りに進めていただくこととします。

ロ 【新設】 ツルハドラッグ石巻湊店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、ツルハドラッグ石巻湊店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それではただ今のご説明につきまして、ご意見、ご質問をお願いします。

本郷委員

午後10時以降も営業する予定ですが、荷さばきは午後10時までですね。

事務局

はい。

本郷委員

おそらく、それで夜間の騒音が抑えられていると思いますので、そこはしっかり守っていただくようお願いするしかないかなと思います。

江成委員長

2ページの石巻市の意見について、「建築確認申請が提出されていません」というような厳しい感じの状況なんですけれども、どのようなことでしょうか。

事務局

右側に設置者から回答をいただいておりますけれども、建築確認申請につきましては、開発許可がおりないと確認申請ができないということで、開発許可を待っている状況です。事前協議はすでに終えている段階です。開発許可については、事前協議を終了して、許可申請している状態ですが、地権者の相続手続きが終わっていない状態で、それが終わり次第許可される見込みです。地権者の相続が進めば、開発許可がおりて、建築確認申請できる状態です。

江成委員長

手続きの手順の問題なんですか。

事務局

はい。相続の部分で引っかかってしまっていますが、内容については協議済みだということで話を伺っております。

江成委員長

他はいかがでしょうか。

栗原委員

先ほどの本郷委員のおっしゃったことを附帯意見としなくてもいいですか。

江成委員長

開店、閉店が午前8時から午前0時まで、荷さばき時間帯が午前6時から午後10時までということで、営業時間帯の中で荷さばきが行われるということですよ。

事務局

立地法対象の店舗にはありがちではありますが、予測上、昼間と夜間の騒音が分かれていますので、夜間帯は荷さばきをしない施設が多く存在します。当然荷さばき時間は届出事項ですので、しっかり守っていただかなくてはならない部分ではあります。

江成委員長

ということですが、よろしいですか。

若干今の話と関連するんですけども、10キロ走行で基準をクリアするという話がいつも出てくるわけですよ。先ほどの説明の中では、10キロ走行を促すような掲示を出すという話がありましたので、それでいいのかなと思ったんですけども、これまでの届出書の中では必ずしもそのようなことがなくて、計算の時だけ10キロにして、基準値を満たしますということになっている場合もあったように記憶しています。もし10キロで基準値をクリアするという条件でパスさせるのであれば、10キロを促すような対応策を併せて届出の中に入れてもらうような指導を予めしておく必要があるのではないかと思います。いかがですかね。

本郷委員

おっしゃるとおりだと思います。

事務局

9ページの配置図をご覧いただければと思います。見づらいですが、出入口1付近に10km/h制限看板との記載があり、看板の設置は計画しております。

江成委員長

騒音の計算をする時に、それを担保するためにこういう対策を取りますということがあった方がいいかなと思いました。

他はよろしいでしょうか。それではご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

ハ 【新設】(仮称) フレスコキクチ柴田船岡店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、(仮称) フレスコキクチ柴田船岡店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見をお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

ニ 【新設】(仮称) ヤマザワ角田店 (法第5条第1項)

江成委員長

続きまして、(仮称) ヤマザワ角田店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料6に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明につきまして、ご質問、ご意見を願いたいします。

よろしいでしょうか。それでは、ご説明の通りに進めていただくことにしたいと思います。

(5) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

イ 【変更】フォルテ (法第6条第2項)

江成委員長

続きまして、議題(5)の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について、フォルテの意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料7に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。この件はご説明の通りに進めていただくことにいたします。

(6) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は8月ということですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。